

高病原性鳥インフルエンザの発生について

今冬は、アジア・欧米など広く海外でも本病の発生がみられています。国内では、昨年11月以降各地で野鳥等から本病ウイルスが検出され、家きん農場においては12月に宮崎県、山口県、1月に岡山県・佐賀県で発生しています。

◆異常鶏を発見した際の早期通報

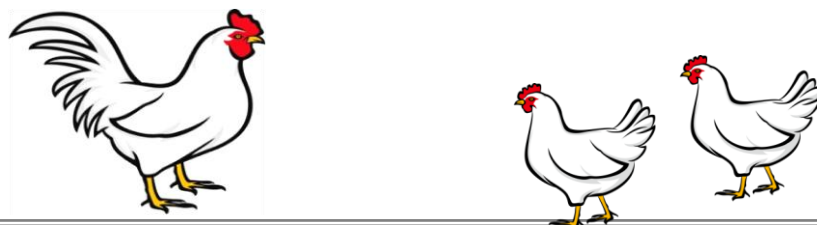
- ◆国内の発生事例では、家きんの死亡羽数の増加が比較的緩やかな傾向ですが、いずれも死亡羽数は通常の2倍以上に増加しています。ついで、毎日の健康観察を特に慎重に行うとともに、今後とも死亡羽数を記録し、その推移に注意してください。
- ◆次のような特定症状が見られた場合は、直ちに家畜保健衛生所にご連絡ください。

同一の家きん舎内で、1日の家きんの死亡率が、過去21日間の平均した死亡率の2倍以上となった場合

※ただし、設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、除きます。

- ◆下記のような感染の疑いを否定できない場合も、ご連絡ください。

- ①鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等の症状を呈している家きんがいる場合
- ②5羽以上の家きんが、まとまって死亡している又はまとまっとうずくまっている場合



本病について、予断を許さない状況が続いています。家きん飼養者の皆さまには、日ごろから衛生対策の徹底をお願いしているところですが、以下の点について再度の確認とともに、確実な実施をお願いします。

◆消毒の実施



- ◆農場や鶏舎の出入り、資材搬入等の際には、洗浄・消毒を徹底してください。農場訪問者についても、消毒の実施と入場者記録を徹底してください。
- ◆消毒液は、決められた用法・用量を守りましょう。消毒槽も効果のある状態に保ってください。

◆野鳥・ネズミ等の野生動物の対策



- ◆ウイルスの伝播には、野鳥やネズミの関与が疑われています。
- ◆家きん舎の屋根や壁面、防鳥ネットの破損の有無を再点検し、必要があれば速やかに修繕してください。
- ◆飼料保管場所や堆肥舎等の防鳥ネットの設置、こぼれた餌の速やかな清掃等で、農場内に野生動物を誘引しないようにするとともに、給餌・給水設備・飼料保管場所への野生動物の排泄物の混入を防止してください。
- ◆殺鼠剤等による定期的なネズミの駆除とともに、ネズミの通路となる地面の穴を埋める等の侵入防止対策に努めてください。



神奈川県湘南家畜保健衛生所

〒259-1215 平塚市寺田縄 345

TEL : 0463-58-0152 FAX : 0463-58-5679